

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 10 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

大磯町行政手続条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1～2
新旧対照表	3～11

総 務 課

大磯町行政手続条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

「行政手続法」の改正により、新たに「行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示」、「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」の手続が加わったことを受け、本町においても同様の制度を追加するため、規定の改正を行うものです。

○ 改正内容

第1 行政手続法の改正に伴う一部改正

1 「行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示」の追加

現行制度では、「行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない」旨が規定されています。

今回の改正により、行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠を示さなければならないことを追加します。

【提示する根拠の具体的項目】

- ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② ①の条項に規定する要件
- ③ 当該権限の行使が②の要件に適合する理由

2 「行政指導の中止等の求め」の追加

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限り、）を受けた者は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、当該行政指導をした町の機関に申出書を提出し、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることを追加します。

町の機関は、この申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととします。

3 「処分等の求め」の追加

法令に違反する事実がある場合において、それを是正するためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限ります。）がされていないと思われるときは、当該処分をする権限を有する町長等又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に申出書を提出し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることを追加します。

町長等又は町の機関は、この申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととします。

第2 用字及び用語の整理

大磯町公用文に関する規程等に基づき、用字及び用語の整理を行います。

第3 施行日

平成27年4月1日

大磯町行政手続条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第4条～第10条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第11条～第13条）</p> <p> 第2節 聴聞（第14条～第25条）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第26条～第28条）</p> <p><u>第4章 行政指導（第29条～第35条）</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の2）</u></p> <p>第5章 届出（第36条）</p> <p>第6章 雑則（第37条・第38条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。） ウ <u>第46条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に 関し、共通する事項を定めることによって、町の行政運営における公正の 確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にと って明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の 保護に資することを目的とする。</p> <p>2 省略</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p> (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、神奈川県 の条例及び神奈川県 の執行機関 <u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7 章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）</u>の規則（<u>同 法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）</u>並びに条例等 をいう。</p> <p> (2) 条例等 町の条例及び町の執行機関の規則をいう。</p> <p> (3)～(6) 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第4条～第10条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p> 第1節 通則（第11条～第13条）</p> <p> 第2節 聴聞（第14条～第25条）</p> <p> 第3節 弁明の機会の付与（第26条～第28条）</p> <p><u>第4章 行政指導（第29条～第35条）</u></p> <p>第5章 届出（第36条）</p> <p>第6章 雑則（第37条・第38条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。） <u>第38条</u>の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に 関し、共通する事項を定めることによって、町の行政運営における公正の 確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が町民にと って明らかであることをいう。）の向上を図り、もって町民の権利利益の 保護に資することを目的とする。</p> <p>2 省略</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 省略</p> <p> (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、神奈川県 の条例及び神奈川県 の執行機関の規則 <u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138 条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）</u>並びに条例等をいう。</p> <p> (2) 条例等 町の条例及び町の執行機関 <u>（地方自治法第2編第7章の規定 に基づいて設置される町の執行機関をいう。以下同じ。）</u>の規則をいう。</p> <p> (3)～(6) 省略</p>

改正案	現行
<p>(7) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 省略</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる用語の意義は第31条及び<u>第32条第2項</u>において同号中「条例等」とあるのは「法令」と、同項第6号に掲げる用語の意義は第30条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則</p> <p>第11条 省略</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第12条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる</p>	<p>(7) 不利益処分 町長等が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 省略</p> <p>(8)・(9) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」と、同項第6号に掲げる用語の意義は第30条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる<u>かかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則</p> <p>第11条 省略</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p> <p>第12条 町長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる</p>

改正案	現行
<p>区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 省略 ア 省略 イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に<u>剥奪</u>する不利益処分をしようとするとき。 ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略 (1)～(4) 省略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示)</p> <p>第13条 町長等は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 省略 第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 省略 ア 省略 イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接に<u>はく奪</u>する不利益処分をしようとするとき。 ウ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略 (1)～(4) 省略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示)</p> <p>第13条 町長等は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 町長等は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 省略 第2節 聴聞 (聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 町長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

改正案	現行
<p>3 町長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>3 町長等は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該町長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該町長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>
<p>(代理人)</p>	<p>(代理人)</p>
<p>第15条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>	<p>第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>
<p>2～4 省略</p>	<p>2～4 省略</p>
<p>第16条～第20条 省略 (続行期日の指定)</p>	<p>第16条～第20条 省略 (続行期日の指定)</p>
<p>第21条 省略</p>	<p>第21条 省略</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</p>
<p>(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)</p>	<p>(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)</p>
<p>第22条 省略</p>	<p>第22条 省略</p>
<p>2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第20条第1項の陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。</p>	<p>2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第20条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。</p>

改正案	現行
<p>第23条 省略 (聴聞の再開)</p> <p>第24条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第25条 省略 第3節 弁明の機会の付与</p> <p>第26条 省略 (弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第27条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第28条 省略 第4章 行政指導</p> <p>第29条～第31条 省略 (行政指導の方式)</p> <p>第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>(2) 前号の条項に規定する要件</u></p> <p><u>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p>	<p>第23条 省略 (聴聞の再開)</p> <p>第24条 町長等は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第21条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>第25条 省略 第3節 弁明の機会の付与</p> <p>第26条 省略 (弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第27条 町長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>第28条 省略 第4章 行政指導</p> <p>第29条～第31条 省略 (行政指導の方式)</p> <p>第32条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p>

改正案	現行
<p><u>4</u> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第33条 省略</p> <p><u>(行政指導の中止等の求め)</u></p> <p><u>第33条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>当該行政指導の内容</u></p> <p>(3) <u>当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</u></p> <p>(4) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(5) <u>当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p><u>3 当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p>第34条・第35条 省略</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め</u></p> <p><u>第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する町長等又は当該行政指導をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u></p>	<p><u>3</u> 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第33条 省略</p> <p>第34条・第35条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p><u>(2) 法令に違反する事実の内容</u></p> <p><u>(3) 当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p><u>(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p><u>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p><u>(6) その他参考となる事項</u></p> <p><u>3 当該町長等又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p> <p>第5章・第6章 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(大磯町町税条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第45条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。</u></p> <p><u>(大磯町国民健康保険税条例の一部改正)</u></p> <p><u>3 大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第25条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。</u></p>	<p>第5章・第6章 省略</p>

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章～第3章 省略 第4章 雑則 (大磯町行政手続条例の適用除外) 第45条 省略 2 大磯町行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。 第5章 省略</p> <p><u>附 則 (抄)</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>目次 省略 第1章～第3章 省略 第4章 雑則 (大磯町行政手続条例の適用除外) 第45条 省略 2 大磯町行政手続条例第3条及び第32条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第2項及び第33条の規定は、適用しない。 第45条の2 省略 第5章 省略</p>

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第24条の2 省略 (大磯町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 大磯町行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。</p> <p>第26条・第27条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (抄)</u> (施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第24条の2 省略 (大磯町行政手続条例の適用除外)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 大磯町行政手続条例第3条及び第32条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第32条第2項及び第33条の規定は、適用しない。</p> <p>第26条・第27条 省略</p>